

消 防 予 第 266 号
消 防 危 第 162 号
令 和 6 年 5 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長
(公 印 省 略)

豪雨等災害の事前及び発生時における防火安全上の留意事項について

例年、梅雨期や台風期などにおいて局地的大雨や集中豪雨等が観測され、河川の氾濫等により、多くの被害が発生しているところです。

これから梅雨期や台風期などを迎えるに当たり、豪雨等災害の事前及び発生時における防火安全上の留意事項について、下記のとおりとりまとめましたので、通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 危険物施設の関係者に対し、立入検査等の機会を捉え、次の事項について、周知を図りたいこと。

(1) 「危険物施設の風水害対策ガイドライン（ver2）」（令和 3 年 3 月 30 日付け消防災第 41 号・消防危第 49 号の別添 1）を活用し、あらかじめ危険物保安上必要な措置を講じることとされたいこと。

また、豪雨等災害が発生した場合は、被害を受け、又は受けたおそれのある危険物施設について、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 4 項に定める位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しているかどうかをできる限り迅速に点検し、安全の確保を図るとともに、異常が認められた場合は適切な措置を講じることとされたいこと。

(2) 豪雨等災害に伴う長時間停電に備え、危険物施設の安全確保について、次の事項に留意されたいこと。

ア 保安管理

停電時の対処方法を確認の上、適切な管理を実施すること。

イ プラント等における安全対策

停電により計装制御系統の機能停止、冷却機能の停止に伴う反応制御不能等により、異常反応、異常重合、異常分解等から爆発を誘発し、他の施設も停止する危険があること等を踏まえ、制御電源及び当該電源に必要な燃料等を確保すること。

ウ 自家発電設備の稼働

自家発電設備の稼働中、新たな災害が発生した場合は、発電設備のサービスタンク及び配管等の損傷、漏油等の発生がないこと等、安全を確認した上で、再稼働させること。

2 豪雨等災害による被害を受けた場合の危険物関係法令に係る手続き等については、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 豪雨等災害により危険物施設に破損等の被害が生じ、施設の再稼働に向けた復旧作業に伴う変更許可等の手続きが必要となる場合は、当該変更許可申請に係る審査等については、できる限り迅速に対応されたいこと。

なお、上記1(1)後段に係る点検の結果、異常が認められた危険物施設について変更工事等を行う場合は、その内容により、消防法令の規定に基づき変更許可等の措置が必要となるが、軽微な補修等にあつては「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」(平成14年3月29日付け消防危第49号)による取扱いが可能であること。

- (2) 被災地域における自家発電設備等への円滑な燃料供給のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いや、給油取扱所等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いを行う場合には、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号)を踏まえ、消防機関における円滑な運用を図られたいこと。

- (3) 消防法第13条の23に規定する危険物取扱者講習について、危険物取扱者が豪雨等災害の被災者となったこと等により、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14の規定に基づく受講期限までに受講が困難となった場合は、「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」(平成3年12月19日付け消防危第119号の別添)第3、4(4)により適切に対処されたいこと。

3 事業所の関係者や住民等に対し、豪雨等災害に備え、必要に応じ、次の事項について周知を図られたいこと。

- (1) 消防用設備等の非常電源として、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備等を用いている場合については、例えば「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」(令和2年6月国土交通省住宅局建築指導課、経済産業省産業保安グルー

プ電力安全課)等を活用し、浸水対策を講じること。

- (2) 浸水に伴い、電気コンロや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、スイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜くこと。

給電が復旧し、電気機器の使用を再開する際は、浸水等により電気機器、その配線等に損傷がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認すること。

- (3) 長時間停電が継続した場合については、消防用設備等が正常に作動しないことも想定されるため、コンロその他火気使用設備・器具の火元の警戒、関係者等の巡回、消火器等の設置場所及び使用方法の再確認を行うことなどにより、火災予防体制の強化を図ること。